

弊社従業員による遺失物の I C カード乗車券 (I C O C A) の着服及び不正乗車について

2 0 2 3 年 1 1 月 2 8 日
株式会社 J R 西日本交通サービス

遺失物として登録された I C カード乗車券 (I C O C A) を弊社従業員が着服し、その I C カード乗車券 (I C O C A) で繰り返し不正乗車を行っていた事象が判明しました。

お客様をはじめ、関係の皆様にはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 判明日時

2 0 2 3 年 1 1 月 1 6 日 (木) 9 時 2 0 分頃

2 発生場所

嵯峨野線 (山陰線) 丹波口駅 (所在地 : 京都府京都市下京区中堂寺南町 1 番地)

※丹波口駅は、西日本旅客鉄道株式会社からの業務受託駅

3 概要

西日本旅客鉄道株式会社が定期的実施している I C カード乗車券処理データの調査において、同一の従業員により入場情報の取り消しが繰り返し行われている 1 枚の I C カード乗車券 (I C O C A) を発見いたしました。

処理を行った従業員への聞き取り等の調査を実施したところ、遺失物として登録されていた I C カード乗車券 (I C O C A) を当該従業員が着服し、その I C カード乗車券 (I C O C A) の入場情報を勤務箇所で不正に取り消すなどにより、2 0 2 3 年 3 月 6 日から 2 0 2 3 年 8 月 4 日までの間に J R 線及び他会社線で計 9 回、5, 6 6 0 円分について運賃の支払いを免れる行為を行っていました。

4 当該従業員

丹波口駅に所属していた 20 歳代の従業員 (経験年数 : 4 年 7 カ月)

5 お客様への対応

落とし主のお客様には、真摯に対応させていただきます。お心当たりがございましたら以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 (株) J R 西日本交通サービス 総務課

電話番号 0 6 - 6 4 8 8 - 8 8 1 5 ※平日の午前 9 時から午後 5 時まで

6 再発防止策

弊社の従業員に対して、発生事象の周知及びコンプライアンスの指導・教育を再徹底いたします。また、遺失物及び I C カード乗車券処理の厳正な取り扱いを徹底するとともに、定期的な実態把握を行い必要な指導・教育を行ってまいります。

7 その他

当該の従業員については、弊社の社内規程に基づき厳正に処分いたしました。